

学校保健安全法に基づく出席停止及び出席再開時の治癒証明書について

聖隷クリストファー大学
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校

学校保健安全法に定められている学校感染症にかかった場合（かかっている疑い又はかかるおそれのある場合も含む）、本人の健康回復と周囲の学生への感染防止のため出席停止とします。学校感染症の種類と出席停止期間は次のとおりです。（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

種類	感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、マールブルグ病・ペスト、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
※第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、上記期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ肺炎・ 手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	条件によっては出席停止の措置が必要

- ※医師に上記疾病と診断された場合のみ出席停止の対象となりますので、必ず受診してください。
- ※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、おおよその基準が定められていますが、症状には個人差もありますので、合併症がおこらないように十分休養し、主治医の指示に従ってください。
- ※周囲への感染防止のために、出席停止中は外出を控え、友人との接触などは避けて自宅で療養してください。サークル活動等への参加も取り止めてください。
- ※医師から出席許可がでたら下記の証明を受け（料金は自己負担）登校時に教務事務センターに提出してください。（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザは別に定める書類を提出）

キ リ ト リ 線
証 明 書

聖隷クリストファー大学 行
 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 行
(どちらかに☑を付けてください。)

学籍番号 _____ 氏名 _____

病 名： _____

出席停止期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記疾病が治癒したことを証明します。

付記：

_____ 年 _____ 月 _____ 日
医療機関名

住 所

医師氏名 _____